

統計法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

**1 条文案の概要**

- ① 匿名データの提供できる場合に統計の国際比較に資すると認められる場合を追加

【要件の概要（すべてを満たすことが条件）】

- ア 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合発展に資すると認められる場合
- イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等のみに利用すること
- ウ 提供依頼申出者が国際機関又は次のすべての要件に該当すること。
- (1) 国際比較統計の作成は、当該統計を公的機関、外国政府等又は当該統計を用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供することを目的とするものであること
- (2) 二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること
- (3) 公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること
- エ 匿名データを用いて行った国際比較統計の利用成果又は提供状況が行政機関等が定める期間等ごとに公表されること
- オ 匿名データを管理するために必要な措置が講じられていること（学術研究等と同じ要件）

- ② ①の追加に伴う関係条文の技術的な修正

**2 施行期日**

平成 21 年 10 月 1 日からの施行。